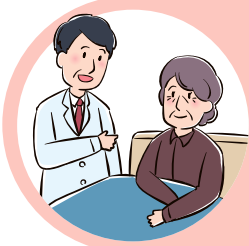


# 在宅医療における 薬局薬剤師の役割

鎌倉市薬剤師会 村山 亮文



## 超高齢社会のなかで

皆さまご存知かと思いますが、我が国はすでに超高齢社会に入っています。人口における後期高齢者（75歳以上）の占める割合は年々増大しており、それに伴い認知症高齢者の数も増えています。

このため国や地方自治体は、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けて、取り組み

が進められています。当然のことながら、我々薬局薬剤師も地域包括ケアシステムの一員として何ができるのか、考えていかなければならない時代となっています。

## 在宅医療と 支える人たち

在宅医療とは「身体の機能低下などにより、通院が困難になった方のご自宅に、医師をはじめ多職種の方々が連携して訪問し、医療を行うこと」です。

在宅医療を支える多職種とは、医師、歯科医師、歯科衛生士、看護師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、訪問マッサージの方々です。また医療従事者だけでなく、ケアマネジャー、ソーシャルワーカー、ホームヘルパー、訪問入浴やデイスービスのスタッフ、自宅の改修事業者、福祉用具レンタル業者の方々もいます。そのような多職種の方々が連携をとって、在宅で療養されている方の生活を支えています。

## 在宅医療での 薬剤師の 具体的な役割

在宅医療において、我々薬局薬剤師はどのようなことを行っているのか、主なものをあげてみます。

●薬をご自宅までお届けします。

●処方された薬の確認、服薬指導をします。

●症状、バイタルサイン（血圧、呼吸、脈拍、体温、意識、尿量など）、副作用の確認をします。

●薬を一回分ごとに分包し、お薬カレンダーにセットするなど、薬の管理や整理をします。

●残薬があれば必要に応じて医師に報告し、処方の調整をしてもらいます。

●多職種の方々と連携をとって、治療方針や目標を共有します。

その他にも色々なお手伝いをするができます。是非相談してみてください。

## 皆さまの 健康を守る

### 訪問管理薬剤指導

薬局薬剤師が在宅医療を行うには、介護保険による居宅療養管理指導と、医療保険による在宅患者訪問薬剤管理指導があります。

介護認定を受けていれば居宅療養管理指導の対象となります。介護認定を受けていない方も、特別な疾患や障がいなどにより、ご自宅での療養が必要なお子さんや若い方は、在宅患者訪問薬剤

管理指導の対象となります。これらサービスを受けるには、医師の指示と患者さまやご家族の同意が必要です。

## 病院医療と 在宅医療のちがいは

病院医療のメリットとは、医師や看護師がすぐそばにいて、薬や医療材料が豊富で、何かあればすぐに処置ができることです。でも・・・ちょっとさみしいですね。在宅医療なら、そこに「くらし」があります。まわりには「家族や会いたい人」がいます。窓からは見たい「景色」が広がっています。私も在宅訪問薬剤師としてご自宅に訪問すると、時に薬剤師であることを忘れて、人としてのふれあいを感じることがあります。

## 薬局薬剤師として

ご高齢であっても障がいがあっても、個々の状況に応じた医療を行うことで、解決できることもたくさんあります。これからも、皆さんの心に寄り添い、尊厳を大切にしながら、穏やかな生活を送っていただくとともに、歩んでいきたいと思えます。

（仮）薬局七里方浜店

